

令和5年度

進路のしおり

大阪府立西淀川支援学校

進路指導部

本校の進路指導について

1. 卒業生の進路状況

① 過去3年間の高等部卒業生の進路状況

年 度	卒業 人数	職業 能力 開発 校	就 労	福祉事業サービス			在 家 庭	
				就 労 移 行 支 援	就労継続支援			生 活 介 護
					A型 (雇用型)	B型 (非雇用型)		
2020 (R2)	10				1※	10※		
2021 (R3)	6				1	5		
2022 (R4)	7		1		0	6		

※就労継続支援B型と生活介護との併用があるため重複して記載しています
2023 (R5) 年4月現在

② 過去3年間の高等部卒業生の主な進路先

生活介護事業所

こだま	西淀川区	CLAN 西淀川	西淀川区	CLUB NICO	西淀川区
むつみ	淀川区	デイサービス Rin 東三国	淀川区	デイサービス Rin 豊里	東淀川区
音 on	港区	リハルーム	港区	モモの家	福島区
すずらの園	福島区	しるし	都島区	エース	都島区
+ぷらす	住之江区	いるか	住之江区	ばすてる POP	東成区
あめでもくもりでもはれたね	此花区	リベルタ縁	旭区		
エスポワール尼崎	尼崎市	ハミングカフェ	豊中市	シュシュ	豊中市

就労継続支援 B 型

にいたかの里	淀川区	ビジョンカレッジ	東成区
--------	-----	----------	-----

就 労

大阪市 (会計年度任用職員)	スクールサポートスタッフ
----------------	--------------

2. 進路指導の進め方

① 主な進路行事

学期	月	取り組みの内容
1	4 } 7	<ul style="list-style-type: none"> ・『進路のしおり』配付（全学部） ・生活・卒後相談（大阪市立リハビリテーションセンター）のご案内（高等部1年） ・前期 現場実習（高等部3年） ・夏休み事業所体験・見学のご案内（全学部） ・生活・卒後相談の実施（7～10月）（高等部1年）
夏休み	7 } 8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み事業所体験・見学（全学部・希望者のみ） ・卒業生の進路先訪問（主に卒業後1年目の卒業生が対象です）
2	9 } 12	<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望調査（中高等学部） ・PTA 進路学習会（全学部・保護者対象） ・進路懇談（高等部2年） ・後期 現場実習（高等部2年） ・後期 現場実習（高等部3年・必要に応じて実施） ・進路懇談（高等部1年）
3	1 } 3	<ul style="list-style-type: none"> ・進路懇談（高等部1・2年を対象に必要なに応じて実施）

※実施の時期はあくまで目安の時期をご紹介させていただいております。

状況により予定の中止や日程変更の可能性もございますのでご了承ください。

② 高等部における進路指導の概要

対象	時期		
全学部		事業所見学・体験	夏休み事業所体験・見学の機会を活用し、事業所の体験・見学をすることで選択肢を広げ、卒業後の生活に対する心構えができます
中学部	9月	進路希望調査（中学部）	中学部卒業後および将来に対するご希望を確認します
	希望者のみ	進路懇談	ご希望があれば中学部卒業後の進路について懇談を行います
高1	7～11月	生活・卒後相談	大阪市立リハビリテーションセンターにて卒業後の生活についての相談ができます（希望制）
	夏季休業中	夏休み事業所体験・見学	希望者のみ実施
	9月	進路希望調査（高等部①）	希望する事業所種別や事業所名などを確認します
	学年懇談にて	進路懇談①	進路希望調査をもとに進路について確認します
高2	夏季休業中	夏休み事業所体験・見学	希望者のみ実施
	9月	進路希望調査（高等部②）	高2での夏休み事業所体験・見学などを経て、希望する事業所種別や事業所名などを確認します
	学年懇談にて	進路懇談②	後期・現場実習の実習先などについて確認します
	11～12月	後期・現場実習①	事業所にて実習を行います（*現場実習について参照）
高3	6月上～中旬	前期・現場実習②	事業所にて実習を行います（*現場実習について参照）
	夏季休業中	B型アセスメント実習	卒業後に <u>就労継続支援B型</u> を利用予定の方のみ、就労移行支援事業所にて原則5日間のアセスメント実習を行います
	必要に応じて	後期・現場実習③	事業所にて実習を行います（*現場実習について参照）
	10～11月	進路希望調査（最終確認）	卒業後に利用する予定の事業所について確認をします
	11月頃より	事業所利用申し込み	ご家庭から事業所に直接申し込みます
	状況に応じて	自立支援給付の支給申請*	生活介護事業所を利用される場合など必要に応じて、各区保健福祉センターで申請をします *P.9『自立支援事業の利用にあたって』参照
利用契約		支給申請のあと受給者証を提示し、事業所と利用契約を行います	

※これらの事項以外にも必要に応じて事業所・施設の見学や実習などを行うこともあります。

③ 現場実習について

実習先の決定について

- ・高2、高3の現場実習先は進路希望調査をもとに進路懇談でご家庭とご相談したうえで、学校が事業所と調整します。
- ・高等部2年生までに、いくつかの事業所を見学・体験されておられますことをお願いいたします。
- ・現場実習はあくまで実習ですので、卒業後の利用を保証するものではありません。

実習時期と期間について

- ・高等部2年では後期（12月上旬）、高等部3年では前期（6月上～中旬）を予定しておりますが、状況によって時期が前後する場合があります。高等部3年の後期につきましては、必要に応じて実施いたします。
- ・実習の回数につきましては個々の状況とご希望に応じて検討いたします。
- ・実習期間は1日～5日間の間で、個々の状況に応じて実施いたします。
- ・医療的ケアの必要な方につきましては、実習中の保護者の付き添いが必要です。

事前の打合わせ・まとめの会について

- ・実習の1週間ほど前に、事業所にて本人・保護者・教員で打合わせを行います。
- ・その際の送迎につきましても、保護者の責任のもとをお願いいたします。
- ・状況によりましては、打合わせを省略する場合がありますのでご了承ください。
- ・実習の最終日に事業所にてまとめの会を行います。原則としてご参加をお願いいたします。

実習の際の通所について

- ・自宅から実習先の事業所へ、保護者の責任のもとで通所をお願いいたします。
- ・実習中は、実習先の送迎サービスの利用は原則できません。

その他

- ・職業能力開発校、企業就労や進学の場合はこの通りではありませんので、個別に対応いたします。

II 卒業後の進路について

1. 福祉サービス事業所など

※障がい者総合支援法による自立支援給付に基づいた福祉サービスの利用となります。
自立支援サービスの概要についてはIII 障害者自立支援法について(p.8)をご覧ください。

① 生活介護

常時介護を必要とする方に対して、主に日中に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

事業所により医療的ケアや入浴サービスを行うところもあります。また、日常生活の支援を受けながら、創作活動や軽作業など施設ごとに特色のある取り組みに参加することができます。

利用については、卒業時点の年齢では障害支援区分*3以上の方が対象です。

* 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

② 就労継続支援 (A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な方であって、最低賃金を保証するなどの雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方が対象です。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- (3) 企業等を退職した者等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

就労継続支援 B 型

雇用契約は結びませんが、作業に対しての工賃が支払われます。作業の内容は事業所によって、軽作業やパンの製造、清掃など様々です。

対象となる方は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない方や、一定

年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方です。具体的には次のような例が挙げられます。

(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方

(2) 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者

(3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

B型アセスメント実習について

卒業後すぐにB型の事業所を利用する際は上記の(3)に該当するため、就労移行支援事業所でB型利用が妥当かどうかを判定するためにアセスメントを受ける必要があります。

- ・ 高等部3年生の前期にB型利用の可能性のある方に個別にご案内いたします。
- ・ アセスメント実習は就労移行支援事業所で受けます。
- ・ 大阪市では「就労移行支援事業所にて連続した5日間の実習による」とされています。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。さらに、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を受けることができます。

※利用期間は原則2年以内です。

④ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。※利用期間は原則2年以内です。

対象となる方は地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方です。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- (2) 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 等

大阪市内には以下のような施設があります。

大阪市更生療育センター（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練部門）
所在地：大阪市平野区喜連西6-2-55

2. 職業能力開発校（職業訓練校）

職業能力開発促進法に基づき、障がい者が就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立することを目的として国および都道府県が設置する施設です。入校選考には、学科試験（国語・数学）、適性検査、面接などがあります。

入校に向けて

- ・ 事前に希望する訓練校を見学し、入校相談を受けます。
- ・ 願書の交付・出願は居住地を管轄するハローワークで行います。
- ・ 申込期間、選考試験の日程は以下の通りです。
 - ・ 大阪府内は前期後期日程があります。
 - 前期日程（申込期間：10月下旬から 選考試験：12月）
 - 後期日程（申込期間：12月上旬から 選考試験：1月）
 - ・ 兵庫障がい者職業能力開発校は定員に満たない場合に第2回、第3回の選考があります。
 - 第1回（申込期間：10月中 選考試験：11月上旬）
- ・ 原則として訓練期間は1年間（大阪市職業指導センターは2年）

3. 就労

一般企業、工場、商店などの事業所へ、公共職業安定所（ハローワーク）の紹介で就職する場合や、縁故就職などがあります。また、特例子会社といって、一般企業が障がいのある方の雇用の促進と雇用の安定を図るために設立した会社があります。一般的な企業と比べるとサポート環境が整っているところが多く働きやすいと言えます。

各自治体からの募集に対して応募し、公務員試験を受験することができます。自治体からの募集要項にある選考基準を確認する必要があります。

就労に関しては、原則として身辺自立と自力通勤ができることがチャレンジの目安となります。

4. その他

進学、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練など、本人の状況やニーズに応じた進路先があります。